

## 中国古文書学に関する覚書（上）

小島 浩之

### 1. はじめに

本稿の目的は、中国古文書学がどのように発展してきたか、その概略を特に日本での発展に着目し、研究史に即して整理することである。中国古文書学の概論は過去に竺沙雅章が試みており<sup>1</sup>、敦煌文献の研究史を繙きつつ、伝来、様式、形態、機能、料紙などの諸領域における中国古文書学研究の発展を丁寧に跡づけている。さらに竺沙は、自身が行った漢籍紙背文書の研究を取り上げ、具体的な古文書研究の実例を示している。このように理論（研究史整理）に加えて、実践（著者自身による具体的研究事例）の伴った概論は、発表から既に 40 年近くを経たといってもなお色褪せていない。

本稿では、この竺沙論文に屋上屋を架さないよう以下の 2 点に注意を払い、改めて中国古文書学の発展について概観してみたい。第一に中国古文書学の体系的な理解に努め、古文書の発見から様式、形態、機能、伝来といった各論研究へと至る過程に沿って概観すること、第二には竺沙論文公表以降の研究成果を学説史上に位置付けることである。

一点目については、竺沙論文が敦煌文献を中心とする時系列的な研究史なので、方法論の視点から俯瞰し直そうと考えてのことである。また二点目については、紙幅の限りもあり全ては網羅できないので、官僚の辞令書に関わる古文書学的研究を中心として論じてみたい。ここで辞令書に着目するのは、古文書が残存しないと言われる中国において、辞令

書は比較的によく残されていると思われるからである。

### 2. 中国古文書学の体系的理解

中国古文書学を体系的に理解するため、まずは古文書学の学問的体系とはいかなるものかを考えてみよう。中国史の側では藤枝晃が古文書学を次のように定義する<sup>2</sup>。

古文書について、その外形（書式、書体、紙質等）、内容、関係人物、作成の事情、その効力など、あらゆる方面を研究するもので、史学の重要な補助学科である。

これを見るに、藤枝は古文書学を、様式や形態、機能といった謂わば各論研究の総体として捉えているようである。

この点、日本古文書学ではどうであろうか。この分野において大きな足跡を残している佐藤進一は、その著書『古文書学入門』において次のように述べる<sup>3</sup>。

端的に言って、古文書学とは文書史である、といった方が、古文書学の性質を明確にいいあらわすことができると私は考える。（中略）それでは文書史の目的は何か。文書が、特定者から特定者に対して文字を使用して行なわれる意思伝達の手段であり、しかも、単なる伝達ではなくして、相手方に種々さまざまな反応の起こることの期待を含んだ伝達であることを考えると、文書史の目的は文書の機能の歴史を明らかにすることにある、といわなければなるまい。より具体

的にいえば、機能を軸にして、各時代の文書体系と、その史的展開を明らかにすることが、古文書学の骨幹となるべきであろう。

しかし、佐藤の意に反し、『古文書学入門』執筆当時、機能論的研究は低調であったらしい。このため佐藤は別頁で、日本古文書学の現状と特質について次のようにも述べる<sup>4</sup>。

しかし概していえば、これまでの古文書学は様式論中心であって、古文書の機能とか分布状態とかの問題はまだあまり研究されていない。また古文書学における形態論とよばれる部門、すなわち古文書の紙・書風・文字・文章・花押・印章など個々の要素についても、相田二郎の印章の研究を除けば、ほとんどまだ本格的な研究は現われていない。さらに重要なことは従来の古文書学が対象としたものの多くが古代と中世とくに中世文書に限られたという点であって、この点からいえば、従来の古文書学は中世古文書学だったといって過言ではない。江戸時代以降の歴大な古文書はほとんどその研究対象からはずされてきた。これでは完全な意味では日本古文書学ではない。しかし江戸時代以降の古文書はそのまま従来の古文書学の体系にあてはめて理解するにはあまりに複雑であり多様である。それがまた容易に近世・近代文書が古文書学の対象のなかに取り入れられない所以であろう。

ここから伝統的な日本古文書学は、他の各論研究に比べて、様式論研究が頭抜けていること、日本古文書学といいつつも中世古文書学中心に成り立っていることなどが看取される。また、古文書の機能を明らかにするため

には、古文書を様々な観点から過不足無く分析すべきという佐藤の強い意志が感じ取れる。これは藤枝晃の「古文書学は古文書についてのあらゆる方面を研究する学問である」という意識に通じるものがある。

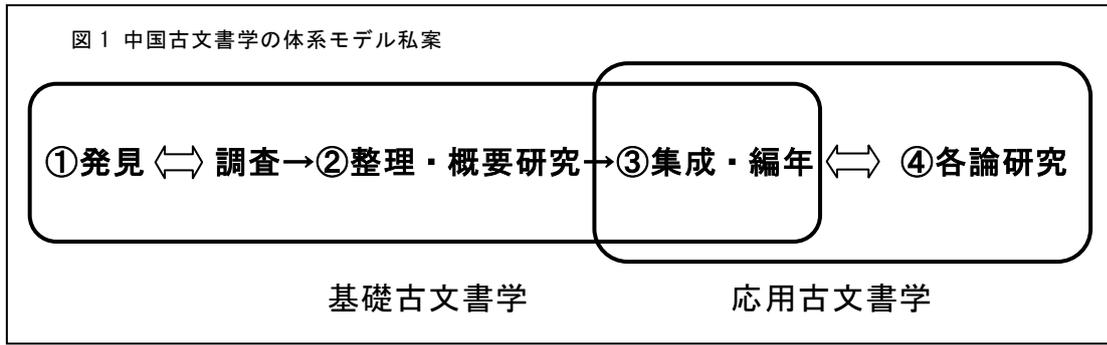
他方、アーカイブズ学の研究者である丑木幸男は、日本古文書学が中世古文書学中心の枠組であることを次のように批判している<sup>5</sup>。

しかし、古文書学は真偽鑑定、伝来論、様式論、機能論を中心として発達し、文書を単体として比較検討する方法論をとり、史料群としての情報を重視しないで、欧米のアーカイブズ学で提起されていた「出所原則」「原秩序尊重の原則」を受け入れなかった。また研究対象としたのは中世以前の古文書であり、近世以後の古文書および現代の公文書については関心を持たなかった。

戦後の史料保存運動により、近世以降の古文書が全国で大量に発見されるようになると、史料群としての情報を重視する必要がある、従来の古文書学の枠組みでは対応できなかった。このため、1980年代以降取り入れられたのがアーカイブズ学（文書館学、記録史料学）である。現在では、こういった観点から、近世・近代文書を中心に収集、整理、保存、公開までを一体として考える新たな枠組みが形作られつつある<sup>6</sup>。

以上から、改めて伝統的な日本古文書学の特徴をまとめれば、(1)中世古文書中心、(2)文書単体研究中心、(3)様式論を主とした各論中心、と言えるであろう。先に引用した藤枝晃の古文書学の定義は、(2)(3)を中核に据えており、中世古文書を中心とする日本古文書学の潮流を踏まえたものだと言える。

ところが、後述するように中国の場合は古



文書の伝来が少なく、その研究は今世紀に入って新発見の古文書群が発見されたことを契機としている。新出かつ多量であり群としての情報を考慮しなければならない点は、さながら日本の近世以降の古文書の状況と酷似しているのである。すなわち、中国古文書学の学術体系を考える場合、参考や比較材料としては、日本古文書学（＝中世古文書学）の体系だけでは不十分であり、近世以降の古文書を中心とする文書館学やアーカイブズ学の体系をも考慮すべきではなかろうか<sup>7</sup>。以上の議論を踏まえて、図式化した中国古文書学の体系モデル私案を図 1 として示す。古文書の発見は、遺跡から出土する場合と、伝世品の存在が公になる場合の二通りが考えられよう。いずれにしても、①発見と調査はセットであって、調査の結果発見されるものと、発見されたことにより調査がなされる場合がある。発見と調査の関係は、鶏と卵の関係に見られる因果性のジレンマに類似している。

発見・調査された古文書は次に②整理および概要研究がなされ、報告書や論文の形で全体像が公表される。ここまでが資料を群として把握するための基底情報となる。複数の古文書群の基底情報が公表され、比較検討すべき一定量の素材が集まれば、③集成作業、編年作業が可能となる。すなわち、古文書を網羅的に集積・分類し、一定の基準の下で相対

的な前後関係を明らかにできるようになるのである。一定の基準とは、例えば紙質や印章の形式、筆致といったものが代表的であろう。一方でこれらの基準は④の各論研究によって生み出される。

表 1 古文書の主な各論研究<sup>8</sup>

様式論	文書の書体・文体、あるいは差出所 <small>さしだしどころ</small> ・充所 <small>あてどころ</small> ・表題 <small>かきとめ</small> ・本文・書止・署名等の位置関係およびそれぞれの表記法について、その形式を論ずる研究分野
形態論	文書の書かれた料紙や用墨・用筆についての種類や質量に関する研究分野
機能論	文書の作成・伝達・受理・管理の過程や、機能・効力等に関する問題を取り扱う研究分野
伝来論	文書伝来の経緯や保存の史的意義に関する研究分野

古文書学としての各論研究には表 1 のような分野が知られる。③と④の先後関係は絶対的なものではなく、両者の間にも調査と発見の間の関係のように因果性のジレンマが存在する。以上の流れの中で、仮に、①②に属する調査・整理を主体とする研究を基礎古文書学、④の各論を応用古文書学とする、③はこの両者が融合する階梯だと言える。

一方、このモデルは古文書のモノとしての

側面に重きを置いたものだという見方もできる。この点で、モノの発見を考察のスタートとする考古学の学問体系が、発掘調査→遺物整理→報告書作成という調査段階を経て、公表された情報からモノの集成・編年をし、各論研究に進む過程と類似する<sup>9</sup>。つまり図1は、モノの発見からそれを利用した応用研究までを段階的に並べたものとみることできる。

むろん全ての古文書研究がこのモデルで説明可能だと考えているわけではない。しかし、中国古文書学は、大量の群としての文書を対象とすることから出発している以上、アーカイブズ学や考古学的な発想を取り入れて理解する方が、その本質に迫るのに有効だと考えられる。このため、以下、本稿ではこのモデルを軸にして論を進めたい。

### 3. 中国古文書学成立前史

さて、これまで述べたように日本においては古文書学が一つの体系的学問として認知されており、大学教育においても古文書学の単位が設定されている。かつての日本史学においては、古文書学は歴史学の補助学問だとするむきも強かったというが、現在では相互に関連する学問領域として重要性を増しているように見受けられる。また、印刷物を中心とする書物については別に書誌学の体系がある。

つまり日本では、歴史学で取り扱う史料をモノの視点から扱う学問として古文書学と書誌学がある。もちろん、古文書学、書誌学ともに Palaeography、Bibliology として西洋ではさらに古くから発達を遂げており、これらが近代に入って、日本の古文書学や書誌学に与えた影響は計り知れない。

これに対し、中国では文献学<sup>10</sup>と呼ばれる

書物に関する総合的な学問は大きな発展を遂げたが、古文書についてはほとんど顧みられることがなかった。藤枝晃が嘆息しているように、1952年に発行された平凡社『世界歴史大事典』の「古文書」「古文書学」の項目には、日本と西洋は詳しい解説があるが、中国については古文書学が成立しなかった理由が述べられているだけであった<sup>11</sup>。奇しくもその10年後に同じ平凡社から発行された『アジア歴史事典』では藤枝晃が「古文書学」の項目を担当した<sup>12</sup>。本章の冒頭で引用した藤枝晃の古文書学の定義は、ここに記されているものである。これは恐らく、本格的な中国古文書学の概論として、最も初期のものであろう。

中国で古文書学発達の素地が得られなかった最大の理由は、藤枝ら先学がつとに指摘しているように、ごく一部の例外を除き中国に古文書の遺存が少なかったことにある。考えられる事情としては次のようなものが挙げられる。一つは、王朝の交替により戦火で古文書が焼失したり、残った文書も社会的に無効とされたりしたこと、二つ目として、文書が一定の期間で廃棄されていたこと、三つ目として、版本の時代が長く続いたことなどである<sup>13</sup>。一つ目については殊更説明の必要はないだろう。二つ目については、例えば政府の公文書などは一定期間で廃棄されるものも多く、永久保存を定められた重要な文書でもまま盗売されたという<sup>14</sup>。また、王朝交替時には散逸することが多く、運良く残ったものも、正史の編纂等により社会的役割を終えると考えられていた。官の内部文書ですらこういった状況なので、民間には、後述する辞令書など一部を除いては、日本のように文書が長く伝世することはほぼ無かった。

三つ目については池田温の写本の残存に

関する次の言が示唆を与えてくれよう<sup>15</sup>。

中国では一千年前の宋代からすでに板本時代に入り、前代の写本はおおむね湮滅に帰した。そのため清末に中国で知られた唐写本は『説文解字』木部残巻と『唐韻』ただ二点というありさまで、日本に伝世する唐鈔本やその転写本が稀世の宝物視されたのである。

ここからは、書物においても刊本こそが第一義的なものであり、中国国内に写本が残存することは稀であったことがわかる。まして古文書であれば尚更だろう<sup>16</sup>。

このように前近代の中国においては、政治的・社会的に文書が残りにくく、またこれを学術に利用するという考えも無かったので、当然、古文書学の成立する素地は無いも同然なのであった。

#### 4. 萌芽期の中国古文書学

ところが、20世紀に入りこの状況は一変する。甲骨、簡牘、敦煌文献、吐魯番文書、明清档案など、夥しい数量の古文書が続々と発見されたからである<sup>17</sup>。このうち紙文書に限れば、最も知られているのは敦煌文献であろう。一般にはこれを敦煌文書と称する場合もあるが、その多くは仏典写本であり、所謂古文書と言えるものは全体の数パーセントに留まる。このため学界の通例では、敦煌から発見された文字資料の総体を表す言葉として、敦煌文書ではなく敦煌文献や敦煌遺書を用いる。本稿でもこれに従って敦煌文献とし、敢えて敦煌文書という場合は、敦煌文献中の古文書のみを指すものとする。

敦煌文献の発見は、その中に占める割合は少ないとはいえ、印刷物ではない古文書の総量を一気に増加させた。また多くを占める仏

典も大部分が写本であり、こちらも伝統的な版本研究の手法だけでは対応しきれなかった。古文書にせよ写本にせよmanuscriptであり、これらの研究には版本とは異なる分析手法を導入する必要があった。敦煌文献は中国、イギリス、フランス、ロシア、日本など世界各地に分散保管されており、この1世紀の間に世界的規模でmanuscript研究としての敦煌文献研究が進展した。これは、「敦煌学」と呼ばれる独自の学問領域を生み出すまでに至ったのである。敦煌学を中心とした写本研究の発展や、敦煌学の研究史については多くの専論があるので詳細はそちらに譲り<sup>18</sup>、ここでは敦煌文書の出現が中国史学における古文書学発展の一契機となったことを確認しておく。

他方、国内で最初に中国古文書学に力を注いだのは内藤湖南とされており、これについて神田喜一郎が次のように述べている<sup>19</sup>。

東洋史学者としていろんな方面に新しい研究分野を開拓せられた内藤湖南先生は、また中国古文書学についてもその開拓に努力せられた。京都大学の東洋史講座において早くから長年に亘って中国古文書学を講ぜられた功績は大きい。わたくしは先生を我国における中国古文書学の創始者と考へてゐる。

京都大学で先生が中国古文書学を講ぜられたのは、明治の末年あたりまで溯る。当時の講義題目に「公牘」とあるのがそれである。その内容については今日遺憾ながらよくわからないが、清朝史研究の根本史料となる諸般の公牘の類ではなかったかと思ふ。

「牘」とは本来、幅の広い木簡を指す言葉である<sup>20</sup>。ここから文書を指す語に転じ、特に近世以降は「公牘」と言えば官文書を指す言

葉となった。現代中国語で言うところの「档案」<sup>21</sup>とほぼ同義である。

内藤湖南は明治38(1905)年と明治45(1912)年に奉天へ赴き、奉天宮城(現在の瀋陽故宮)に保存されていた清朝の古書・古文書を調査し写真撮影している<sup>22</sup>。このうち「公牘」に類するものとしては、実録や「漢文旧档」「満文老档」といった档案類がある。この成果は「清朝開国期の史料」<sup>23</sup>や「奉天訪書談」<sup>24</sup>として公表されたほか、「清朝史通論」<sup>25</sup>の講演にも反映されている。ただし、これらは原档案ではなく、その写しや後の編纂物であった。ここから推察するに、明治末年の「公牘」の講義も、狭義の古文書学というよりは、広く古文書学をも包括する史料論として論じられたものではなかろうか。

上の二例から解るように、近代歴史学における中国古文書学の端緒は、一方で敦煌文書のような新出文書、また一方で清という現存する王朝の文書類、この両面から開かれたのである。ただし、竺沙雅章も指摘するように、新発見古文書の増加と古文書を用いた研究の増加が、そのまま中国古文書学の成立を意味するものではなかった<sup>26</sup>。文書の記述内容への問題意識は強く認められつつも、伝統的な文献学における版本研究の枠組みから抜け出して、古文書学としての学問的体系を樹立するにはまだほど遠いものがあった。

## 5. 戦前の中国古文書学

日本では、羅振玉、王国維の渡日や、大谷探検隊の将来品により、京都大学文学部の一部学者達の学問を<sup>トンコイズム</sup> 焔煌派と称するほど、敦煌や吐魯番新出の文献への研究熱が高まった<sup>27</sup>。しかし、辻正博が述べるように、この草創期の敦煌学においては、「古文書研究としての側

面がほとんどなく、敦煌文献を古写本・佚書の宝庫と見なし、大いなる情熱をもって始められた諸研究もこの範囲を出ることはなかった」<sup>28</sup>。

この典籍中心のモノ研究を推進したのは、前章で言及した内藤湖南をはじめとする中国古文書学の萌芽期の学者たちである。これに対し、典籍中心から一歩進んで古文書自体を本格的に採り上げたのは、那波利貞、仁井田陞といった次世代の研究者たちであった。

竺沙雅章は、なかでも那波利貞の古文書学の特色を次のようにまとめ、その先見性を高く評価している<sup>29</sup>。

- (1) それまで注目されることのなかった私文書や雑文書を史料として評価した点
- (2) 敦煌文献中のペリオ蒐集文献で閲覧し得たものについて、正確に写を作成し学界の共有情報とした点
- (3) 大学の講義・演習で古文書を取り入れ実践的な教育を行った点

一方で竺沙は、以下のように那波古文書学の問題点も指摘している<sup>30</sup>。

先生によって敦煌学に古文書研究の道が開かれたが、今日からみると、その研究方法にも不備が認められる。古文書を研究するには、先ず文書のサイズ、紙質、筆蹟等を調べて記録しなければならない。先生は文書の形を忠実に抄録することに努めたが、そうした点までは及ばなかった。古文書学が成立していなかった当時では、それも致し方ないことであった。

那波の古文書学は、 図1 のモデルのうち①②について、大きな足跡を残したと言える。①については、自らヨーロッパ各地に赴いて原文書を閲覧記録している<sup>31</sup>。また②につい

ては、抄録した古文書の整理・公表に努めており、歴史資料としての意義付けまで行っている。竺沙の指摘するように、那波の古文書研究は文書の形態への配慮が欠けていた。しかしこれは中国古文書学の発展段階が、まだ各論部分に踏み込んでない状況であったことを考えると致し方ないであろう。この点からすれば、那波の古文書研究は、中国学において古文書の調査から整理・公表への方法論の筋道を付けた点で、評価されるべきだろう<sup>32</sup>。

一方の仁井田陞は、図1の②の段階で止まっていた中国古文書学の階梯をさらに進めた存在と言える。福島正夫は戦前の仁井田の研究により生み出された『唐令拾遺』(東方文化学院東京研究所, 1933.3)、『唐宋法律文書の研究』(同, 1937.3)、『支那身分法史』(東方文化学院, 1942.1)を戦前三大著と評し、それぞれの研究を順に資料精査、法律文書の分類、比

表2 養老公式令規定の官文書様式

1	詔書式
2	勅旨式
3	論奏式
4	奏事式
5	便奏式
6	皇太子令式
7	啓式
8	奏彈式
9	飛駟式(下式)
10	飛駟式(上式)
11	解式
12	移式
13	符式
14	牒式
15	辞式
16	勅授位記式
17	奏授位記式
18	判授位記式
19	計会式
20	諸国応官会式
21	諸司応官会式
22	過所式

較法制史として特徴づけている<sup>33</sup>。

この仁井田の戦前三大著のうち、古文書学と深く関わるのは『唐令拾遺』と『唐宋法律文書の研究』である。

『唐令拾遺』は、散逸した唐令の復原のため諸書から唐令佚文を蒐集して体系づけたもので、まさに資料精査と呼ぶに相応しい。復原の根拠には敦煌文献も利用されているが、仁

井田が利用したのは主として法典の残巻であって、厳密に言えば古文書は直接に利用されていない。しかし『唐令拾遺』では、唐公式令残巻<sup>34</sup>等からの公式令復原、すなわち唐代官文書の様式復原という中国古文書学における様式論研究の一大成果が含まれている。この点、『唐令拾遺』は、後の唐代官文書研究の出発点として位置付けられるのである。

日本では養老公式令が残されており、日本の古文書学では、公式令に規定された22種の官文書の様式を公式様として区分する(表2)。

表3 復原された唐代の官文書様式

条文番号	唐令拾遺復原様式	唐令拾遺補復原様式
1	制書式	
補1		慰勞制書式
補2		発日勅式
補3		勅旨式
補4		論事勅書式
補5		勅牒式
2		奏抄式
5		露布式
補6		令書式
補7		教書式
7	移式	
8	関式	
9	牒式	
10	符式	
11	制授告身式	
12	奏授告身式	

これに対して中国では、唐令が早くに散逸したため、同時期の官文書の様式規程は残されていなかった。『唐令拾遺』はこの状況下で文書様式の復原案を提示した画期的なものであった。唐令の復原研究自体は、仁井田の死後も池田温を中心とする研究チームに引き継がれ、1997年には『唐令拾遺補』が出版された。『唐令拾遺補』は『唐令拾遺』公表後の唐令復原に関する研究成果を集大成したもので、『唐令拾遺』の条文の補訂・追加に加えて、日・唐令の対照一覧を附している。表3は『唐

令拾遺』および『唐令拾遺補』に復原された唐代官文書様式を一覧にしたものである。

仁井田自身によって示された復原案は7種で、このうち条文番号7～12が公式令残巻に基づいている。また奏抄式と露符式については、その存在について指摘してはいるが、『唐令拾遺』の段階では具体的な様式復原にまでは至っていない。

ところで、保立道久は、古文書学における様式論研究について以下のように述べる<sup>35</sup>。

様式論的研究とは、ようするに古文書の分類であり、その直接の必要性は、まずは文書の目録化と編纂のために文書名の付与が必要であるという事情にあった。編纂作業においては、文書名を付与することは、その文書の内容と機能の理解ができていくかどうかの試金石として重視される。

伝統的な様式論研究とは古文書の形式分類研究にほかならず、様式は古文書分類の根幹であった。この点、公式令が散逸し文書様式が残っていない唐代の官文書は、分類の基準が無いに等しかった。したがって、仁井田の唐公式令の復原は、中国古文書学における様式研究の礎だと言っても過言ではない。

なお、仁井田の研究と同じ頃、内藤乾吉が唐代官僚の辞令書である告身の様式研究を公表した<sup>36</sup>。仁井田が法令の残巻から官文書様式を復原したのに対し、内藤の研究は、実際の古文書を分析して表3の告身式の復原に迫る研究であった。内藤が利用した古文書は父・湖南がフランスで抄写してきた写ではあるが、典籍以外の文書からの唐代官文書様式研究として特筆される。

『唐令拾遺』に続く、『唐宋法律文書の研究』は次のような構成となっていた。

## 第1編

第1章 法律文書の源流と其の材料

第2章 唐宋法律文書とその材料

第3章 花押及び略花押

第4章 画指・指模（指印）及び手模（掌印）

第5章 印章

## 第2編

第1章 売買文書

第2章 交換文書

第3章 施入文書

第4章 消費貸借文書

第5章 使用貸借文書

第6章 貸貸文書

第7章 雇傭文書

第8章 請負文書

第9章 手形

第10章 賠償文書

第11章 離婚状（休書・離書）

第12章 養子文書

第13章 家産分割文書（分書）

第14章 遺言状（遺囑書）

第15章 戸籍

## 第3編

第1章 告身

第2章 鉄券

第3章 国際盟約文書

第4章 教 附牒

第5章 符

第6章 過所及び公驗

第1編には文書の素材といった形態、花押や画指、印章といった文書様式に関わる部分への総論が置かれ、第2編は「私法史関係文書」を15に分類し、それぞれに書式や機能の分析を加えている。この中で戸籍は官が作成するものであり、私法史関係文書の中に含ま

れるのは若干違和感があるが、身分に関わる公証手段としての機能を重視してここに含めたとのだいう<sup>37</sup>。第3編は、数種類の官文書様式についての研究を収めている。引用資料として、敦煌文書、吐魯番文書を効果的に利用し、内藤湖南、内藤乾吉、神田喜一郎などによる先行研究の成果があまねく網羅されている。池田温が評しているように、「唐宋期の契類の基本的枠組みは本書によって体系だてられたのであり」、新資料の発見や後学による研究の進展が見られる現在でも「依然として中国古文書学の要籍」なのである<sup>38</sup>。つまり官文書に限らず、私文書においても仁井田は様式論研究の先鞭をつけたのであった。

ただし、『唐令拾遺』にせよ『唐宋法律文書の研究』にせよ、仁井田の研究は様式論研究そのものというよりは、様式論のための基礎研究と言うべきなのであろう。史料を博搜してデータを収集・整理し、体系化、モデル化する手法は、図1で言えば丁度②と③の中間付近の研究を指向していたと言える。

(未完)

【附記】筆者は、「中国民間古文書の整理・保存・

利用の研究に関するワークショップ」(2011年1月25日)において報告を依頼され、日本史学や古文書学の専門家に混じって「中国史研究における古文書」と題して報告した。

しかし、この報告は現在所在の明らかになっている中国関係古文書の羅列的紹介が主で、一部、藤枝晃による料紙研究や、辞令書を中心とした官文書様式研究の展開について考えるところを述べはしたが、中国古文書学自体を論じたわけではなかった。本稿は、この報告が機縁となり、その後筆者が考えたことをまとめたものである。順序が逆になったが、本来であれば当該報告の前提として話しておかねばならなかった部分である。報告当日に、ご意見をいただいた諸先生方に感謝申し上げます。

なお本稿は、平成23年度科学研究費補助金・基盤研究(A)「東国地域及び東アジア諸国における前近代文書等の形態・料紙に関する基礎的研究」(課題番号:20242016、研究代表者:山本隆志筑波大学教授)による研究成果の一部である。

(こじま ひろゆき:東京大学大学院経済学研究科講師・経済学部資料室長代理)

<sup>1</sup> 竺沙雅章「中国古文書学の現段階」『書の日本史』第9巻,平凡社,1976.3

<sup>2</sup> 藤枝晃「古文書学」『アジア歴史事典』第3巻,平凡社,1959.12

<sup>3</sup> 佐藤進一『新版古文書学入門』法政大学出版局,1997.4,283頁。

<sup>4</sup> 佐藤進一『新版古文書学入門』法政大学出版局,1997.4,8頁。

<sup>5</sup> 丑木幸男「アーカイブズの科学とは」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房,2003.10,9頁。

<sup>6</sup> 詳細は前掲注5丑木論文を参照。

<sup>7</sup> 草創期の中国古文書学において、日本古文書学の開拓者の一人である黒板勝美が果たした役割は小さくないと考えられる。黒板は欧州で日本人として初めて敦煌文献を実見しているほか、昭和3(1928)年10月には、史学会史学会例会で「敦煌及び吐魯番出土の古文書研究資料に就いて」という発表を行っている。ただし、公刊された成果がほとんどないことから、黒板の敦煌学への影響はなかったとされる(高田時雄「敦煌写本を求めて:日本人学者のヨーロッパ訪書行」『佛教藝術』271,2003.11)。しかし、古文書学の

側面から考えれば、当時の東大・京大の東洋史学者は、黒板の敦煌文書や吐魯番文書に対する古文学的視点からの分析を実際に聞き得る機会があったことになる。中国史研究者の耳に入る古文学の知識が、黒板らによる様式論中心の古文学であったことは、中国古文学を日本古文学（=中世古文学）の体系に当てはめて考える一つの契機になったのではなかろうか。

- <sup>8</sup> 富田正弘「中世史料論」『岩波講座日本通史』別巻3・史料論，岩波書店，1995.12に基づく。
- <sup>9</sup> 考古学においても、様式・型式・機能などの各論が重要な学問体系の柱であるのは勿論だが、これらは調査、整理、集成、編年といった基礎研究の上に成り立っている。
- <sup>10</sup> テキスト校訂の勸学、テキストの成立年代や内容の鑑別をする版本学、分類整理の目録学、これらの書物に関する学問の総称を文献学と呼ぶ。文献学については高橋智『書誌学のすすめ：中国の愛書文化に学ぶ』東方書店，2010.9を参照。
- <sup>11</sup> 藤枝晃『文字の文化史』講談社，1999.12（初出は1971。本稿では1999年刊の講談社学術文庫版に拠った。）
- <sup>12</sup> 前掲注2参照。
- <sup>13</sup> このほか、近世以降の士大夫（高級官僚＝知識人）の文書に関する冷ややかな態度・意識も古文学の成立を阻んだとする見解もある（前掲注1 竺沙論文参照）。官僚達は自らが書いた文書について、文章を自分の文集などに編み、後世に伝えることには力を注ぐ一方、実際の文書の形式・様式や、発給手続きなどには関心が無く、これらを「吏学」と呼んで蔑視した。
- <sup>14</sup> 竺沙雅章「漢籍紙背文書の研究」『京都大学文学部研究紀要』14，1973.3
- <sup>15</sup> 池田温「敦煌遺文」『敦煌文書の世界』名著刊行会，2003.1所収（初出1965）
- <sup>16</sup> このほか、日本史の側から坂上康俊は、中国に伝来の古文学が少ない理由について、前近代中国社会における文書の権利認定書としての有効性や、文書の裁判での証拠能力を軸に論じている（坂上康俊「日本古代中世文書の伝来経緯について：韓国・中国・西欧との比較のための考察」『九州大学21世紀COEプログラム「東アジアと日本：変流と変容」統括ワークショップ報告書』2007.2）。坂上は、中国が日本以上に公権力に領有関係の保証を求めることができたため、権利認定書として長期に文書を保有する必要性が薄かったこと、裁判において官司の状況把握能力が高く、私権自衛のための文書保有の必然性が弱かったことから、伝来文書の残存数が少ないのではないかと推測する。大変興味深い提言であり今後具体的な分析をする必要があると考えられる。
- しかし、一方で南宋時代の裁判資料である『名公書判清明集』などからは、裁判における証拠として様々な種類の個人保有文書が提出されている様子が描かれるとともに、提出された文書の真贋が裁判の行方を左右する例もあることから、これらが坂上氏の議論においてどのように位置付けられるのか検証する必要もあるだろう。
- <sup>17</sup> 一般には、20世紀初頭に発見された甲骨、簡牘、敦煌文献、明清档案を中国の四大文書とし、現在ではこれに徽州文書（1952年発見）が加わる。
- <sup>18</sup> 代表的な概論として前掲注1 竺沙論文、前掲注11 藤枝晃『文字の文化史』、前掲注15 池田温『敦煌文書の世界』のほか、神田喜一郎『敦煌学五十年』1960，二玄社（初版）が、また敦煌学の専門研究書として『講座敦煌』全9巻，大東出版社，1980-1990がある。近年における敦煌学の学説史の論考としては、高田時雄編『草創期の敦煌学：羅・王両先生東渡90周年記念日共同ワークショップの記録』知泉書館，2002.12所収の諸論考や、山口正晃「敦煌学百年」『唐代史研究』14，2011.8などがある。
- <sup>19</sup> 神田喜一郎「中国古文学と内藤湖南先生」『古文学研究』2，1969。なお仁井田陞も「唯、故文学博士内

- 藤虎次郎氏が京都帝国大学に於いて、支那の公牘について講義せられた由であること、及び神田喜一郎氏が漢碑等を史料として公文書の研究に指を染められ〔支那古文書の研究〕（歴史と地理第九巻以下）にその所見を発表されたこと等は見聞してゐる。内藤博士及び神田氏は中田・黒板両博士等と共に、我が学界に於ける支那古文書学研究の先駆者である。（仁井田陞『唐宋法律文書の研究』序、2頁）と述べている。
- <sup>20</sup> ここで説明のために用いた「木簡」とは、古代に文字を記した札の総称という日本的な語義の使用法である。中国史ではこれを簡牘と称する。簡とは細幅の札で主として竹材を使用し、牘とは広幅の札で主として木材が用いられた。したがって厳密に言えば、「幅の広い木簡」という表現は正確ではない。
- <sup>21</sup> 档案とは、当初は行政の所在地を、ついで政務に関する文件を保存する所を意味し、後に文件（政府の政務に関わる文書）それ自体を指すようになる。官文書の意味で用いられるのは清代以降である。档案のうち歴史資料に相当するものをとくに歴史档案とする（臼井佐知子「中国明清時代における文書の管理と保存」『歴史学研究』703, 1997.10）。
- <sup>22</sup> 明治38年の旅行記は「游清第三記」、明治45年の旅行記は「奉天訪書日記」としてそれぞれ『内藤湖南全集』第6巻、筑摩書房、1972.11に収められている。
- <sup>23</sup> 『内藤湖南全集』第7巻、筑摩書房、1970.2（初出1912）。
- <sup>24</sup> 『内藤湖南全集』第12巻、筑摩書房、1970.6（初出1912）。
- <sup>25</sup> 『内藤湖南全集』第8巻（初出1944、講演は1914）。
- <sup>26</sup> 前掲注1 竺沙論文。
- <sup>27</sup> 梶浦晋「大正・昭和前期の京都における敦煌学」前掲注16『草創期の敦煌学』所収。
- <sup>28</sup> 辻正博「草創期の敦煌学と日本の唐代法制史研究」前掲注16『草創期の敦煌学』所収、152頁。
- <sup>29</sup> 竺沙雅章「那波利貞先生の敦煌文書研究」前掲注16『草創期の敦煌学』所収。
- <sup>30</sup> 前掲注29 竺沙論文、174頁。
- <sup>31</sup> 那波の前には狩野直喜、矢吹慶輝、羽田亨、内藤湖南、小島祐馬、大谷勝真らが調査のため渡欧しているが、彼らの第一目的は典籍調査であって文書ではなかった。この当時の日本人の渡欧調査については、前掲注7 高田論文を参照。
- <sup>32</sup> このほか、敦煌文書以外で戦前になされた研究のうち図1の①、②に該当するものとしては、東洋文庫所蔵宋版『太平寰宇記』裏打紙に存する南宋淳熙慶元年間の四川財務関係官文書零片を取り上げた岩井大慧の研究（「宋代経済文書断簡零葉」『加藤博士還暦記念東洋史集説』富山房、1941.12）がある。
- <sup>33</sup> 福島正夫「序—仁井田陞博士戦前三大著の復刻にあたって」仁井田陞著『唐宋法律文書の研究』復刻版、東京大学、1983.2
- <sup>34</sup> この資料は内藤湖南が渡仏の際に紙背に発見して抄録し日本に持ち帰ったものである。詳細は内藤湖南「唐代の文化と天平文化」『内藤湖南全集』第9巻、筑摩書房、1969.4（初出1924）、高田時雄「内藤湖南の敦煌学」『東アジア文化交渉研究別冊』3, 2008.12などを参照。
- <sup>35</sup> 保立道久「アーカイヴズの課題と中世史料論の状況」『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究』（特定研究 研究レポート No.1）国文学研究資料館史料館、1997.3、50頁。
- <sup>36</sup> 内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」『中国法制史考証』有斐閣、1963.3（初出1933）。
- <sup>37</sup> 『唐宋法律文書の研究』復刻版、650頁。
- <sup>38</sup> 池田温「〔仁井田陞著『唐宋法律文書の研究』復刻版への〕後跋」『唐宋法律文書の研究』復刻版、6頁および7頁。